

第 3 部 入間市障害福祉計画

第1章 障害福祉サービスの全体像

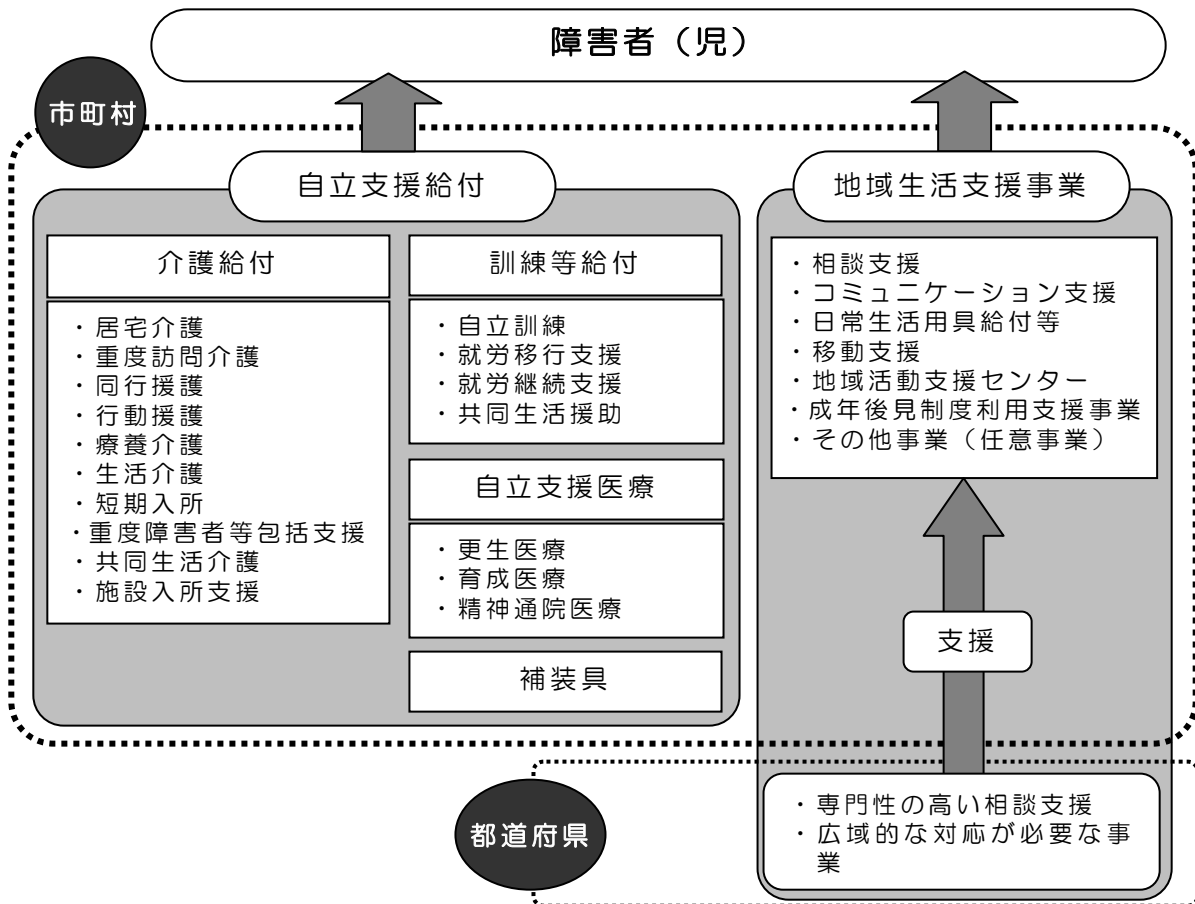
障害者自立支援法では、基本的なサービスの種類が規定されており、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」には、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、「自立支援医療」（更生医療、育成医療、精神通院医療）、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具」があります。

「地域生活支援事業」には、相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付等、移動支援、地域活動支援センター、成年後見制度利用支援の必須6事業と、地域の利用者の状況に応じて各市町村が実施するその他事業（任意事業）があります。

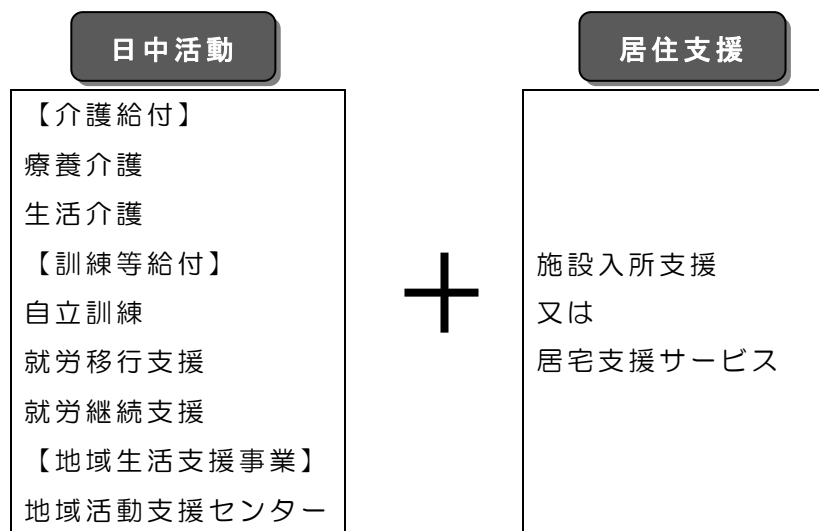
※本計画では、障害者自立支援法に基づくサービス体系を「新サービス体系」、支援費制度に基づくサービス体系を「旧サービス体系」と表記します。

■ 障害福祉サービスの全体像 ■



障害者自立支援法のサービスは、障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害（高次脳機能障害、発達障害を含む））にかかわらず、サービスを利用する当事者の能力や状況に応じた個別の支援が行われます。

入所施設のサービスにおいては、昼間のサービスである「日中活動の場」と夜間のサービスである「住まいの場」を分けることにより、複数のサービスを、利用者それぞれの状況に応じて組み合わせて利用することができます。



■ 新サービス体系によるサービスの内容 ■

サービス	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常時介護を必要とする人に、居宅介護や外出時の移動支援を総合的に行う
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し移動に必要な情報提供を行う
行動援護	知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する人などが行動する時に、危険回避や外出支援を行う
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする人に、居宅介護等複数のサービスの包括的な提供を行う
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間(夜間を含む)施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
生活介護	常時介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う(平日の日中は日中活動の事業を利用)
共同生活介護 (ケアホーム)	主に夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う
計画相談支援・基本相談支援	サービス利用支援、継続サービス利用支援、生活相談・情報提供
地域相談支援・基本相談支援	住居の確保等地域生活に移行するための支援・常時連絡体制、生活相談・情報提供
コミュニケーション支援	手話通訳者、要約筆記者の派遣を行う
日常生活用具の給付・貸与	日常生活用具の給付・貸与
移動支援	ヘルパーなどによる移動支援
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動、社会参加・交流事業の支援

■ 【参考】市内施設一覧 ■

平成23(2011)年10月現在、市内には以下の施設が設置されています。

施設名	提供サービス	定員数
大樹の里	生活介護	55人
	施設入所支援	50人
	短期入所	2人
	日中一時支援	2人
	入浴サービス	—
大樹館	生活介護	65人
	施設入所支援	50人
	短期入所	6人
	日中一時支援	6人
大樹作業所	就労継続支援B型	80人
	日中一時支援	4人
こやた大樹作業所	就労継続支援B型	40人
	日中一時支援	3人
ふじさわ大樹作業所	就労継続支援A型	20人
創和ユニット	就労移行支援	6人
	就労継続支援B型	14人
おおるり	就労継続支援B型	60人
東町ホーム	共同生活援助	6人
もりさか大樹	共同生活介護、共同生活援助	7人
下こやた大樹	共同生活援助	4人
下こやた大樹第二	共同生活援助	4人
とよおか大樹	共同生活援助	7人
雉鳩	共同生活介護、共同生活援助	7人
入間デイサービスセンター大樹	地域活動支援センター（デイサービス型）	25人/日
さきわい	地域活動支援センター（精神小規模型）	18人
つどい	地域活動支援センター（精神小規模型）	17人
入間市扇台福祉作業所	地域活動支援センター（地域デイケア型）	19人
虹の郷	地域活動支援センター（地域デイケア型）	19人
あすなろ	地域活動支援センター（地域デイケア型）	19人
入間市花の郷福祉作業所	地域活動支援センター（地域デイケア型）	19人
やすらぎの家	福祉ホーム	10人
つばさ	生活ホーム	6人
こやた大樹	生活ホーム	7人
りぼん	障害者相談支援センター 障害者就労支援センター	—

第2章 見込量の設定について

この計画では、「指定障害福祉サービス」（「介護給付」と「訓練等給付」を合わせたもの）及び「地域生活支援事業」の各事業について見込量を定めます。

■ 事業者の新サービス体系への移行 ■

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第2期			第3期		
新サービス体系での利用 ＝本計画で示す実績量			新サービス体系での利用 ※平成23(2011)年度までに 新サービス体系に移行終了		
旧サービス体系での利用					

■ 1 指定障害福祉サービス

指定障害福祉サービスは、全国どこでも必要なサービスが受けられるよう設けられたサービスであり、提供されるサービスについて見込量を定めます。

■ 指定障害福祉サービス ■

	訪問系サービス	日中系サービス	居住系サービス
介護給付	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護 行動援護 重度訪問介護 同行援護 重度障害者等包括支援 	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護 短期入所(ショートステイ) 療養介護 	<ul style="list-style-type: none"> 共同生活介護(ケアホーム) 施設入所支援
訓練等給付		<ul style="list-style-type: none"> 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(A型・B型) 	<ul style="list-style-type: none"> 共同生活援助(グループホーム)

■ 2 地域生活支援事業

障害者自立支援法では、市町村が実施主体となり地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業が位置づけられています。ここでは、コミュニケーション支援や日常生活用具の給付、移動支援など、現在入間市で実施している事業について、見込量を定めます。

■ 地域生活支援事業メニュー ■

事業メニュー		
(1) 相談支援	①相談支援事業	障害者相談支援事業 地域自立支援協議会
	②市町村相談支援機能強化事業	
	③住宅入居等支援事業	
	④成年後見制度利用支援事業	
(2) コミュニケーション支援	①手話通訳者派遣事業	
	②要約筆記者派遣事業	
(3) 日常生活用具給付等		
(4) 移動支援		
(5) 地域活動支援センター	①基礎的事業	
	②機能強化事業	
(6) その他事業（任意事業）	①福祉ホーム事業	
	②訪問入浴サービス事業	
	③更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	
	④知的障害者職親委託制度	
	⑤生活支援事業	
	⑥日中一時支援事業	
	⑦社会参加促進事業	



第3章 平成26年度における目標値

地域生活移行や就労支援といった課題に関し、平成26(2014)年度を目標年度として、次のような数値目標を設定します。

1 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している人のうち、今後、生活介護等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、平成26(2014)年度末までに地域生活に移行する人数の目標を設定します。

【目標値】

項目	人数	備考
平成17年10月1日時点の入所者数(A)	93人	平成17年10月1日の施設入所者数
平成26年度末の入所者数(B)	—	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込(A-B)	—	
【目標値】 地域生活移行者数	28人	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行した人の数

*「平成17年10月の入所者数(A)」は、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に入所している人の合計数

【参考①】 国の基本指針

- ・平成17(2005)年10月1日(第1期障害福祉計画の作成時点)の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
 - ・平成26(2014)年度末の施設入所者数を平成17(2005)年10月1日時点の施設入所者から1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ※県は、平成26(2014)年度末時点の施設入所者数(定員)の削減目標は設定しない。

【参考②】第2部「人間市障害者計画」の関連する施策

- ・施策 6 障害福祉サービス等の周知
- ・施策 7 地域生活支援事業・市単独事業の充実
- ・施策 8 日中活動の場の確保
- ・施策 10 グループホームへの支援
- ・施策 11 相談支援事業の強化

■ 2 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26(2014)年度中に一般就労に移行する人数について目標を設定します。

【目標値】

項目	人数	備考
平成17年度の一般就労移行者数(実績)	1人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】平成26年度の一般就労移行者数	15人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

【参考①】国の基本指針

- ・福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26(2014)年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成17(2005)年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

*新体系での「福祉施設」は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

【参考②】第2部「人間市障害者計画」の関連する施策

- ・施策 17 就労の場の確保
- ・施策 18 就労支援ネットワークの充実
- ・施策 19 市役所等職場実習の推進
- ・施策 20 職場定着支援の充実
- ・施策 21 雇用啓発運動の推進

■ 3 就労移行支援事業の利用者数

福祉施設利用者のうち、平成26(2014)年度末において就労移行支援事業を利用する人数について目標を設定します。

【目標値】

項目	数値	備考
平成26年度末の福祉施設利用者数	400人	平成26年度末において福祉施設を利用する人の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の利用者数	32人 (8%)	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する人の数

【参考①】 国の基本指針

- ・平成26(2014)年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の人が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【参考②】 第2部「人間市障害者計画」の関連する施策

- ・施策 6 障害福祉サービス等の周知
- ・施策 17 就労の場の確保
- ・施策 18 就労支援ネットワークの充実



■ 4 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

福祉施設利用者のうち、平成26(2014)年度末において就労継続支援A型事業を利用する人数の割合について目標を設定します。

【目標値】

項目	数値	備考
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者（A）	20人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する人の数
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者	172人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する人の数
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者（B）	192人	平成26年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する人の数
【目標値】平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（A）／（B）	10%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する人のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する人の割合

【参考①】 国の基本指針

- ・平成26(2014)年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【参考②】 第2部「人間市障害者計画」の関連する施策

- ・施策 6 障害福祉サービス等の周知
- ・施策 17 就労の場の確保
- ・施策 18 就労支援ネットワークの充実

第4章 指定障害福祉サービスの見込

■ 1 訪問による介護サービスの確保（訪問系サービス）

（1）居宅介護（重度等を含む）【介護給付】

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの整備を進めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常時介護を必要とする人に、居宅介護や外出時の移動支援を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し移動に必要な情報の提供を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する人などが行動する時に、危険回避や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする人に、居宅介護等複数のサービスの包括的な提供を行います。

【サービス見込量】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	779時間 (784時間) 41人 (49人)	817時間 (977時間) 43人 (64人)	855時間 45人	1,168時間 73人	1,328時間 83人	1,520時間 95人
重度訪問介護	520時間 (356時間) 10人 (7人)	572時間 (385時間) 11人 (7人)	624時間 12人	385時間 7人	550時間 10人	770時間 14人
同行援護				195時間 15人	208時間 16人	247時間 19人
行動援護	0時間 (2時間) 0人 (1人)	60時間 (1時間) 1人 (1人)	60時間 1人	60時間 3人	100時間 5人	200時間 10人
重度障害者等 包括支援	0時間 (0時間) 0人 (0人)	120時間 (0時間) 1人 (0人)	120時間 1人	0時間 0人	120時間 1人	360時間 3人
合 計	1,299時間 (1,142時間) 51人 (57人)	1,569時間 (1,363時間) 56人 (72人)	1,659時間 59人	1,808時間 98人	2,306時間 115人	3,097時間 141人

※数値は一月あたり利用時間及び実利用人数

※平成21(2009)年度及び平成22(2010)年度における()は実績数値を表す(以下の表も同じ)

【見込量確保に向けて】

- ・利用者が希望するサービスを利用できるよう事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- ・サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供を行っていきます。
- ・利用者に対しても、わかりやすい資料の作成、広報掲載、ホームページ、「障害者のしおり」の配布等で周知を図ります。

■ 2 日中の活動の場とサービスの確保（日中系サービス）

（１）施設による日中介護サービス」【介護給付】

常時介護を必要とする人に対する施設での専門的な介護サービス、介助者が病気の場合などの短期入所の場合など、日中も安心して生活できるような介護サービスの充実をめざします。

【サービスの概要】

サービス名	内容
生活介護	常時介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間を含む）施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量】

○生活介護は、平成23(2011)年度までは旧法に基づく知的障害者更生施設や身体障害者療護施設等からの移行等で年々増加していますが、平成24(2012)年度以降も地域移行の受け皿の一つとして増加が見込まれます。

(療養介護以外の利用量の単位は人日分)

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	1,890 (1,775) 90人 (87人)	2,163 (2,115) 103人 (103人)	2,562 122人	2,860 143人	3,040 152人	3,220 161人
療養介護	1人分 (1人分) 1人 (1人)	2人分 (1人分) 2人 (1人)	2人分 2人	1人分 1人	2人分 2人	2人分 2人
児童 デイサービス	6 (2) 3人 (1人)	6 (20) 3人 (6人)	8 4人			
短期入所 (ショートステイ)	132 (195) 22人 (24人)	138 (234) 23人 (26人)	144 24人	243 27人	270 30人	297 33人

※数値は一月あたり利用量及び実利用人数

※人日分は延べ利用者数に相当する単位（常時介護を必要とする療養介護の単位は、単に利用者数とした）

【見込量確保に向けての方策】

- ・サービスの提供に向けて、利用者の意向や事業者の動向等の情報収集に努めます。
- ・地域移行の促進に伴うサービス利用にも対応できるよう事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）【訓練等給付】

障害者が地域生活を営むことができるように、機能訓練や生活訓練の提供の場の確保に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
自立訓練 (機能訓練)	対象：身体障害者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	対象：知的障害者・精神障害者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

【サービス見込量】

(利用量の単位は人日分)

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立訓練 (機能訓練)	40 (26) 2人 (2人)	40 (29) 2人 (2人)	40 2人	40 2人	60 3人	100 5人
自立訓練 (生活訓練)	110 (30) 5人 (2人)	154 (81) 7人 (3人)	330 15人	144 6人	216 9人	240 10人

※数値は一月あたり利用量及び実利用人数

※人日分は延べ利用者数に相当する単位

【見込量確保に向けての方策】

- ・地域移行の促進に伴うサービス利用にも対応できるよう事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

(3) 就労支援（就労移行支援・就労継続支援）【訓練等給付】

市内・外にかかわらず、働く意欲のある人が、一人でも多く就労できるよう、一人ひとりの特性にあった働く場の確保と就労支援を推進します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込量】

○就労継続支援B型は、平成23(2011)年度まで旧法に基づく知的障害者通所授産施設等からの移行等で年々増加しています。就労継続支援A型は、平成23(2011)年度に事業所が新設され増加が見込まれます。

(利用量の単位は人日分)

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労移行支援	144 (231) 9人 (16人)	144 (268) 9人 (17人)	160 10人	320 20人	400 25人	512 32人
就労継続支援（A型）	0 (0) 0人 (0人)	22 (0) 1人 (0人)	22 1人	198 9人	286 13人	440 20人
就労継続支援（B型）	2,134 (1,894) 97人 (100人)	2,310 (2,284) 105人 (118人)	2,992 136人	2,888 152人	3,059 161人	3,268 172人

※数値は一月あたり利用量及び実利用人数

※人日分は延べ利用者数に相当する単位

【見込量確保に向けての方策】

- ・就労移行支援事業者及び就労継続支援A型事業者が確保できるよう、近隣市町と連携を取りながら情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入を促していきます。
- ・就労支援センターりぼんが市と協力し、地元の商店などに理解を求めて短時間労働の場の確保に努めます。
- ・工業会、商工会などの協力体制の確立により、就労の場の確保に努めます。
- ・雇用促進法の動向等企業に伝えながら、法定雇用率達成のための理解を

広げ、就労の場の確保に努めます。

- ・ 障害者就労支援センターが障害のある人やその家族、事業主などからの就労全般に関する相談に応じ、公共職業安定所、特別支援学校等関係機関との連携を図り、就労の拡大に努めます。

■ 3 住まいの確保（居住系サービス）

（１）居住支援（ケアホーム【介護給付】・グループホーム【訓練等給付】）

住まいの場を確保していくことに加えて、日常生活上の支援を含めた居住支援が提供されるよう、施設入所以外の居住支援サービスの充実に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
共同生活介護 （ケアホーム）	主に夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	主に夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【サービス見込量】

○生活ホームが平成26(2014)年度にグループホーム・ケアホームへ移行するものとして見込みます。

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活介護 （ケアホーム）	2人分 (3人分)	2人分 (10人分)	2人分	15人分	19人分	30人分
	2人 (3人)	2人 (10人)	2人	15人	19人	30人
共同生活援助 （グループ ホーム）	11人分 (10人分)	19人分 (12人分)	33人分	18人分	22人分	36人分
	11人 (10人)	19人 (12人)	33人	18人	22人	36人
合 計	13人分 (13人分)	21人分 (22人分)	35人分	33人分	41人分	66人分
	13人 (13人)	21人 (22人)	35人	33人	41人	66人

※数値は一月あたり利用量及び実利用人数

【見込量確保に向けての方策】

- ・地域移行の促進に伴うサービス利用にも対応できるよう事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

（２）施設入所支援【介護給付】

夜間において安心して、施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実をめざします。

【サービスの概要】

サービス名	内容
施設入所支援	生活介護又は自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

【サービス見込量】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所支援	75人分 (71人分)	87人分 (81人分)	102人分	109人分	114人分	119人分
	75人 (71人)	87人 (81人)	102人	109人	114人	119人

※数値は一月あたり利用量及び実利用人数

【見込量確保に向けての方策】

- ・施設を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、近隣市町と連携し、情報提供や相談など、提供事業者の確保に取り組みます。

4 計画相談支援・地域相談支援

障害福祉サービス等利用者に、適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かい支援を行います。また、入院している精神障害者等に対し地域生活への移行に向けた支援や退院等に伴い単身生活に移行した人に対し地域生活を継続するために必要な支援を行い、地域における自立した生活を実現します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービス、地域相談支援を利用する人に対し、サービス等利用計画案を作成し、所定の期間ごとに計画の見直しを行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	精神科病院に入院している精神障害者等に対し、住居の確保等地域生活の移行に必要な支援を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	施設、病院からの退所、退院等に伴い単身生活に移行した人に対し、常時の連絡体制を確保し緊急対応を行います。

【サービス見込量】

○計画相談支援は障害福祉サービス、地域相談支援の利用者が対象となりますが、平成24(2012)年度から3年間で段階的に対象者を拡大します。

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援				27人	52人	73人
地域相談支援 (地域移行支援)				2人	3人	4人
地域相談支援 (地域定着支援)				4人	6人	8人

※数値は一月あたり利用人数

【見込量確保に向けての方策】

- ・特定相談支援事業者については、複数の事業者指定により計画相談支援の拡大を図ります。
- ・指定一般相談支援事業者と連携を図りながら地域相談支援の拡大を図ります。

第5章 地域生活支援事業の見込

1 相談支援

身体障害、知的障害、精神障害も含め、障害のある人の持つ様々な相談ニーズに的確に対応できるよう、相談体制を充実させるとともに、障害のある人が自分に最もふさわしいサービスを受けられるよう、相談・支援体制の確立を図ります。

【事業の概要】

事業名	内容
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。

【事業の量の見込み（年間）】

事業名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者相談支援事業	2か所 (2か所)	2か所 (2か所)	2か所	5か所	5か所	5か所
基幹相談支援センター				—	—	設置
成年後見制度利用支援事業	実施 (実施)	実施 (実施)	実施	2人	3人	4人

※障害者相談支援事業の数値は実施箇所数、成年後見制度利用支援事業の数値は実利用人数

【実施に向けた考え方】

- ・ 困難ケースや権利擁護に十分な対応ができるよう、地域自立支援協議会でニーズを把握し相談支援体制の充実に努めます。
- ・ 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターについては、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定状況を見て設置について検討します。

2 日常的な活動への支援

障害者の自立生活や社会参加を保障するためにも、コミュニケーション支援や日常生活用具の給付、移動支援といった必要不可欠な支援を確実に進めていきます。

(1) コミュニケーション支援

【事業の概要】

事業名	内容
コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳者や要約筆記者の派遣により、日常生活における意思疎通の円滑化を図り、自立生活や社会参加を促進します。

【事業の量の見込み（年間）】

○見込量は、要約筆記者の派遣件数が増えていることから、平成26(2014)年度に82人と見込みます。

事業名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
コミュニケーション支援事業	70人 (71人) 1,031件 (1,030件)	72人 (63人) 1,055件 (994件)	75人 1,080件	78人 1,095件	80人 1,110件	82人 1,125件
手話通訳者派遣事業	68人 (人) 1,011件 (1,020件)	70人 (人) 1,030件 (975件)	72人 1,050件	74人 1,060件	76人 1,070件	78人 1,080件
要約筆記者派遣事業	6人 (人) 20件 (10件)	8人 (人) 25件 (19件)	10人 30件	12人 35件	14人 40件	16人 45件

※数値は年間計、上段が実利用見込者数、下段が延べ利用見込件数

※各事業の実利用見込者数は重複利用者を見込んでいるため合計が一致しない。

【実施に向けた考え方】

- ・手話通訳者派遣事業は入間市社会福祉協議会に委託で派遣事務所を設置、また、要約筆記者派遣事業は埼玉聴覚障害者福祉会に委託して実施しています。今後は、要約筆記者派遣事業について手話通訳者と同様に、市の行事等に要約筆記者を積極的に派遣し、事業のPRに努めるとともに、市での派遣事業を開始します。
- ・従来から行っている手話通訳者養成講習会及び要約筆記者養成講習会を引き続き実施し、手話通訳者及び要約筆記者の養成に努めます。

(2) 日常生活用具の給付

【事業の概要】

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	重度障害者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。

【事業の量の見込み（年間）】

事業名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日常生活用具給付等事業	2,400件 (2,480件)	2,431件 (2,689件)	2,486件	2,873件	2,960件	3,047件
介護・訓練支援用具	3件 (9件)	3件 (14件)	15件	15件	15件	15件
自立生活支援用具	11件 (18件)	11件 (22件)	25件	25件	25件	25件
在宅療養等支援用具	12件 (4件)	12件 (12件)	12件	12件	12件	12件
情報・意思疎通支援用具	26件 (43件)	26件 (25件)	30件	30件	30件	30件
排泄管理支援用具	2,343件 (2,402件)	2,374件 (2,607件)	2,394件	2,781件	2,868件	2,955件
居宅生活動作補助用具	5件 (4件)	5件 (9件)	10件	10件	10件	10件

※数値は年間計

【実施に向けた考え方】

- ・ 必要な日常生活用具の給付等を行います。

(3) 移動支援事業

【事業の概要】

事業名	内容
移動支援事業	円滑に外出できるよう、ヘルパーにより移動を支援します。

【事業の量の見込み（年間）】

○平成23(2011)年10月1日から重度視覚障害者は、同行援護に移行して
います。

事業名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	41人分 (41人分)	43人分 (50人分)	45人分	37人分	39人分	45人分
	820時間 (750時間)	860時間 (916時間)	900時間	740時間	780時間	900時間

※数値は上段が実利用者数、下段が利用時間（一月あたり）

【実施に向けた考え方】

- ・サービス利用が増加した場合にも対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の算入を促進していきます。

3 活動と交流の機会への支援（地域活動支援センター）

自立生活を支援する観点から、社会との接点をもつことが重要です。雇用・就労の困難な障害者でも活動する機会が持てるように、地域の社会資源の有効活用を考えていきます。

【事業の概要】

事業名	内容
地域活動支援センター	<p><基礎的事業> 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。</p> <p><機能強化事業> センターの機能強化を図るために、専門職員の配置や、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の実施、雇用・就労が困難な在宅障害者に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p>

【事業の量の見込み（年間）】

○平成23(2011)年4月に精神障害者小規模地域生活支援センターからの移行により地域活動支援センター（精神小規模型）が新設されました。

事業名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援センター	6か所 (6か所)	6か所 (6か所)	6か所	7か所	7か所	7か所
	100人分 (105人分)	103人分 (105人分)	103人分	117人分	122人分	128人分
	22人分 (25人分)	22人分 (29人分)	22人分	29人分	29人分	29人分

※数値は上段から実施か所数（市内施設）、実利用者数（市内施設利用者、一月あたり）、実利用者数（市外施設利用者、一月あたり）

【実施に向けた考え方】

- ・事業者や利用者の意向を把握しつつ、サービスの充実を促進していきます。

4 その他の事業（任意事業）

入間市で実施してきた地域生活をささえる各種事業のうち、以下の事業を地域生活支援事業に位置づけて実施します。

【事業の概要】

事業名	内容
福祉ホーム事業	居住の場を求めている人に、低額な料金で居室やその他の設備を提供します。
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な人に、移動入浴車での訪問により入浴サービスを提供します。
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業の利用者で所定の要件を満たす人に更生訓練費を支給します。また、訓練を終了し施設から就労等により自立する人に就職支度金を支給します。
知的障害者職親委託制度	知的障害のある人を一定期間、事業経営者等（職親）に預け、生活指導及び技能訓練を行います。
日中一時支援事業	介護者が緊急その他の理由により介護することができない時、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行います。
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション活動への参加促進や手話通訳者養成講習など、障害のある人の社会参加を促進する事業を行います。

【事業の量の見込み（年間）】

事業名	サービス量	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
福祉ホーム事業	施設数	1 (1)	1 (1)	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業	年間 利用回数	36 (21)	36 (50)	36	106	111	117
更生訓練費・施設入所者 就職支度金給付事業	年間件数	63 (62)	47 (35)	50	37	39	41
知的障害者職親委託 事業	対象者数	1 (1)	1 (1)	1	1	1	1
生活支援事業 (精神障害者小規模地域 生活支援センター事業)	施設数	1 (1)	1 (1)	1			
日中一時支援事業	月間 利用人数	36 (50)	38 (70)	40	70	74	77

事業名	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
社会参加促進事業							
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	開催件数	5 (5)	5 (5)	5	5	5	5
点字・声の広報等発行 事業	発行回数	26 (26)	26 (26)	26	26	26	26
手話通訳者・要約筆記 奉仕員養成講習会開 催等事業	実修了 見込者数	30 (29)	30 (12)	30	30	30	30
自動車運転免許 取得費助成事業	年間件数	0 (1)	3 (2)	3	2	2	2
自動車改造費 助成事業	年間件数	5 (6)	5 (7)	5	6	6	6
聴覚障害者用福祉電話 基本料金等助成事業	助成人数	63 (63)	63 (63)	63	63	63	63

【実施に向けた考え方】

- ・サービスを必要とする人が確実にサービスを利用できるよう、利用者やその家族に対する適切な情報提供と相談対応に努めます。

入間市障害者相談支援センター **りぼん** 入間市障害者就労支援センター **りぼん** のこと

入間市障害者相談支援センター **りぼん**

入間市障害者相談支援センター **りぼん**は、障害のある方などからの相談に応じ、障害のある方やその家族が自由で自立した日常生活または社会参加をし、誰もが安心して入間市民の一員として暮らしていくことができるように支援を行っています。

入間市障害者就労支援センター **りぼん**

入間市障害者就労支援センター **りぼん**は、障害のある方が企業などで「働きたい!」「働き続けたい!」ということを応援しています。

※応援の内容は？

- ・「就職支援」・・・働くことに関する相談にお応えします。ハローワークや関係機関と連携して実習先を紹介し職場に同行するなど、就職の支援を行います。
- ・「職場定着支援」・・・仕事を覚え、職場に慣れるような支援、生活や余暇の支援も行います。



愛称 『**りぼん**』

『**りぼん**』 = Ribbon (リボン)
地域の【人】と【人】を『**りぼん**』(障害者相談支援センター・障害者就労支援センター)が結んでいきます。

※施設情報

相談受付	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 朝8時30分から夕方5時まで
相談料	無料
場所	入間市役所 B棟3階